

# 電子申請受付システム 構築状況と利用料について

## 電子申請受付システム構築状況 ～建築基準法関係～

- 基準法0. 本取組の背景
- 基準法1. 新システムの目指すこと
- 基準法2. 新システムと既存共用データベースの関係
- 基準法3. 新システムを利用した際の業務イメージ
- 基準法4. 新システム機能概要
- 基準法5. 新システム利用方法

## 電子申請受付システム構築状況 ～建築士法関係～

- 士法0. 本取組の背景
- 士法1. WEB閲覧システムの概要
- 士法2. 建築士事務所登録受付システムの概要

## 受付システム利用料

利用団体別 電子申請電子申請受付システム利用料



一般財団法人 建築行政情報センター  
Information Center for Building Administration

令和6年7月版

# 電子申請受付システム構築状況 ～建築基準法関係～



一般財団法人 建築行政情報センター  
Information Center for Building Administration

令和6年7月版

# 基準法0. 本取組の背景

## 建築・都市・不動産分野のDXの推進により目指す将来像（1/2）

### 日本の社会課題

少子高齢化に伴う生産人口の減少

地球温暖化災害の激甚化/頻発化

東京一極集中に伴う地方都市の活力低下

### 建築・都市分野のDX

- 建築生産(設計・施工・維持管理) や都市開発(計画・整備・維持管理) に関する**業務の生産性向上**
- 屋内空間(建築物)や屋外空間(都市)の**質(快適性・安全性・利便性)の向上**

#### 建築分野

建築確認のオンライン化

中間・完了検査の遠隔実施

定期報告のデジタル化

建築BIMの社会実装

#### 都市分野

PLATEAU

データ整備の効率化・高度化

ユースケース開発

地域における社会実装

#### 不動産分野

不動産ID

民間・行政データへの紐付け

活用に向けた環境整備

ユースケース調査・横展開

### 目指す将来像

- 建築・都市分野の情報と他分野（交通・物流・観光・福祉等）の**情報が蓄積・連携・活用できる社会の構築**

生産性の向上

女性活躍

建築物・都市の維持管理の効率化

地方創生

グリーン化

防災政策の高度化

新サービスの創出

# 基準法0. 本取組の背景

## 建築・都市・不動産分野のDXの推進により目指す将来像（2/2）

### 目標

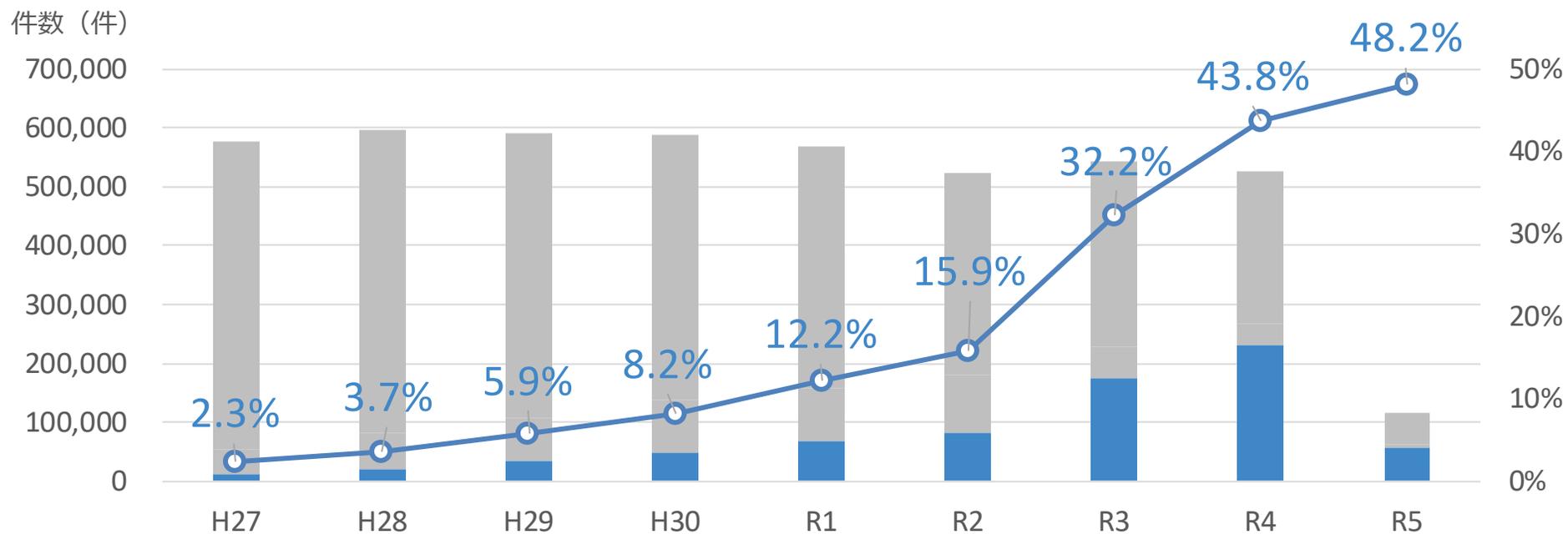
○建築確認におけるオンライン利用率目標を50%（令和7年度末）に設定（規制改革実施計画 基本計画）

#### ①各機関の電子申請対応状況(R5.4時点)

|          |       |   |        |             |
|----------|-------|---|--------|-------------|
| 指定確認検査機関 | 130機関 | ⇒ | 電子申請対応 | 54機関（41.5%） |
| 特定行政庁    | 448機関 | ⇒ | 電子申請対応 | 1機関（0.2%）   |

特定行政庁における  
取組が限定的

#### ②建築確認申請の電子化率の推移(R5.1Q時点)



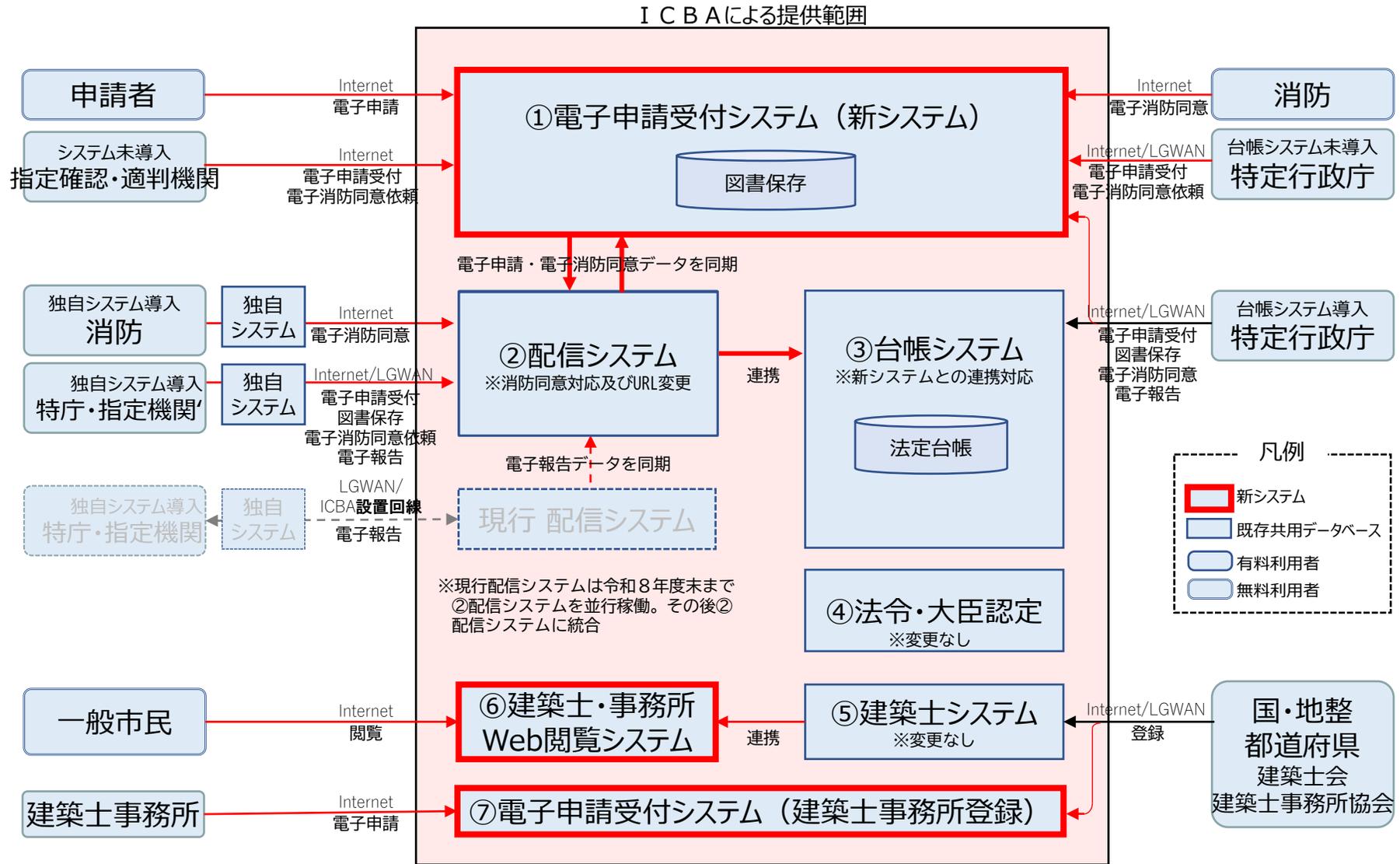
令和6年6月国土交通省提供資料

■ 電子申請数   ■ 書面申請数   ● 電子申請率

# 基準法1. 新システム（電子申請受付システム）の目指すこと

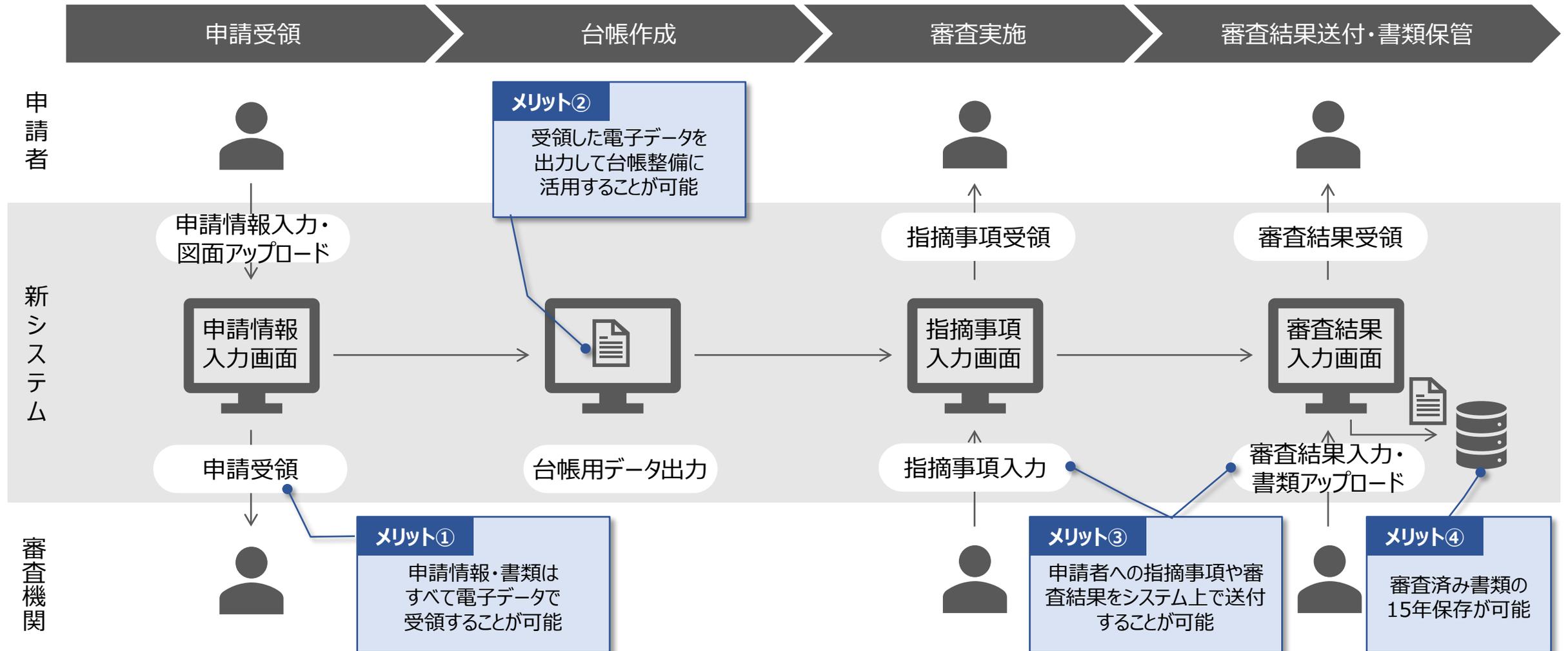
| ユーザー  | 目指すこと  |
|---|--|
| 申請者・一般市民  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 全特定行政庁・全指定確認検査機関の建築確認申請窓口オンライン化</li><li>▶ 建築士及び建築士事務所のWEB閲覧</li></ul> ※ R 8 年度以降検討：建築計画概要書のWEB閲覧   |
| 特定行政庁<br>指定機関等<br>〔指定確認検査機関<br>指定構造適判機関<br>登録省エネ適判機関<br>定期報告地域法人〕 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 個別にサーバを用意せずに、利用料のみで確認申請のオンライン受付体制構築</li><li>▶ オンライン受付した物件について、消防同意依頼・回答のオンライン化</li><li>▶ 既に独自の台帳管理システムをお持ちの場合、それを引き続き活用しつつ、オンライン化で不足する機能のみを新システムにドッキングして拡充（独自システム側の改修が必要）</li></ul> ※ R 7 年度追加検討：PDFファイル汎用受付機能（中間・完了検査、構造・省エネ適判等にも活用可能）<br>※ R 8 年度以降検討：中間検査・完了検査・構造適判・省エネ適判・定期報告（法定様式入力画面）・確認審査報告書等のオンライン提出及び受付 |
| 消防  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 消防通知受付・同意事務のオンライン化</li></ul>   |
| 市町村   | ※ R 8 年度以降検討：市町村に対する現地調査等の依頼・回答のオンライン化   |
| 建築士事務所  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 全都道府県・全指定事務所登録機関の登録申請窓口オンライン化</li></ul>  |
| 都道府県(建築士法行政)<br>建築士会<br>建築士事務所協会                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 建築士及び建築士事務所のWEB閲覧（現行の確認審査機関向け照会機能は引き続き提供）</li><li>▶ 個別にサーバを用意せずに、利用料のみでオンライン受付体制構築（事務所登録のみ）</li></ul>  |

# 基準法2. 新システムと既存共用データベースの関係



## 基準法3. 新システムを利用した際の業務イメージ

- 電子申請システムを利用することで、申請情報や図面の電子データによる受領や、受領した情報のストレージ保存、指摘事項や審査結果のシステム上での送付が可能になります。



# 基準法4. 新システム機能概要

## 4-1. システム画面イメージ (1/3)

### ■ 電子申請受付案件一覧画面

|                   |  |       |
|-------------------|--|-------|
| <b>電子申請受付システム</b> | 日時 <u>yyyy</u> 年 <u>mm</u> 月 <u>dd</u> 日 <u>hh</u> 時 <u>mm</u> 分 | ログアウト |
| <b>案件一覧</b>       | ログインメールアドレス : xxxx@xxx.co.jp                                     |       |

- メインメニュー**
- TOP
  - 申請手動登録
  - 作業メニュー
  - 書類差分チェック
  - お知らせ一覧
  - システムマニュアル
  - アカウント・システム設定
  
  - 支店ID管理
  - 個人ID管理
  - 権限管理
  - 帳票テンプレート管理

申請検索

|      |                      |       |                      |
|------|----------------------|-------|----------------------|
| 申請ID | <input type="text"/> | 送信元   | 〇〇設計事務所              |
| 地名地番 | <input type="text"/> | 案件名   | <input type="text"/> |
| 申請種別 | 確認 ▼                 | 引受日   | <input type="text"/> |
| 手続種別 | 同意依頼 ▼               | 審査開始日 | <input type="text"/> |
|      |                      | ステータス | 審査中 ▼                |

検索

案件名やステータスを選択し、案件を検索可能

各申請の「開始」ボタンを押下することで個別画面に遷移

### 検索結果一覧

| 申請ID     | 案件名     | 地名地番            | 申請対象 | 申請種別 | 引受日<br>審査開始日           | ステータス | 操作  |
|----------|---------|-----------------|------|------|------------------------|-------|-----|
| J-N17-11 | AAマンション | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇 | 建築物  | 確認申請 | 2024/1/25<br>2024/2/1  | 審査中   | 開始  |
| J-N17-12 | AAマンション | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇 | 建築物  | 確認申請 | 2024/1/10<br>2024/1/15 | 審査中   | 開始  |
| J-N17-13 | 〇〇タワー   | △△県△△市△△ △丁目△-△ | 昇降機  | 確認申請 | 2024/1/2<br>2023/12/15 | 審査中   | 開始  |
| ...      | ...     | ...             | ...  | ...  | ...                    | ...   | ... |

# 基準法4. 新システム機能概要

## 4-1. システム画面イメージ (2/3)

### ■ 各案件 案件詳細画面

|                   |  |       |
|-------------------|--|-------|
| <b>電子申請受付システム</b> | 日時 <u>yyyy</u> 年 <u>mm</u> 月 <u>dd</u> 日 <u>hh</u> 時 <u>mm</u> 分 | ログアウト |
| <b>案件詳細</b>       | ログインメールアドレス : xxxx@xxx.co.jp                                     |       |

- メインメニュー**
- TOP
  - 申請手動登録
  - 作業メニュー
  - 書類差分チェック
  - お知らせ一覧
  - システムマニュアル
  - アカウント・システム設定
  
  - 支店ID管理
  - 個人ID管理
  - 権限管理
  - 帳票テンプレート管理

#### 選択中の申請

案件名 : AAマンション    地名地番 : 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇-〇  
申請対象 : 建築物    申請種別 : 確認申請

#### 管理メニュー

▶ 申請情報閲覧 ● ▶ 引受判断 ▶ 担当者割振り ▶ 審査/検査結果承認

#### 作業メニュー

▶ 審査/検査結果登録  
▶ 申請者対応 ▶ 消防対応 ●

#### 審査経過

経過手動追加 :     備考 :    

| 経過    | 担当者 | 年月日       | 備考       | 操作  |
|-------|-----|-----------|----------|---|
| 引受承認  | 田中  | 2024/1/30 | 引受承認します。 | <input type="button" value="編集"/> <input type="button" value="削除"/> |
| 申請を受領 | -   | 2024/1/24 | -        | <input type="button" value="編集"/> <input type="button" value="削除"/> |
| ...   | ... | ...       | ...      | ...   |

#### メモ

1月中に引受承認必須

提出された書類・図面の  
一覧表示が可能

申請者への補正依頼と  
消防同意依頼が可能

審査経過が一覧表示され、編集  
ボタンで詳細情報を参照可能

# 基準法4. 新システム機能概要

## 4-1. システム画面イメージ (3/3)

### ■ 消防対応画面

**電子申請受付システム**      日時 yyyy年mm月dd日 hh時mm分      ログアウト

**消防対応選択**      ログインメールアドレス：xxxx@xxx.co.jp

メインメニュー

- TOP
- 申請手動登録
- 作業メニュー
- 書類差分チェック
- お知らせ一覧
- システムマニュアル
- アカウント・システム設定
  
- 支店ID管理
- 個人ID管理
- 権限管理
- 帳票テンプレート管理

消防検索

消防機関名  都道府県  検索

検索結果一覧

| 消防機関名   | 都道府県 | 操作                                |
|---------|------|-----------------------------------|
| 西東京市消防署 | 東京都  | <input type="button" value="選択"/> |
| 小平市消防署  | 東京都  | <input type="button" value="選択"/> |
| ...     | ...  |                                   |

対応選択

消防同意依頼     消防通知

コメント

タイトル：

本文：

添付書類選択

送信先消防を選択

同意依頼か通知かを選択

提出された書類・図面の中から消防同意依頼用ファイルを選択

# 基準法4. 新システム機能概要

## 4-2. システム搭載機能一覧

| #  | 分類   | 機能名           | 機能詳細  |
|----|------|---------------|---|
| 1  | 個別機能 | 申請情報入力機能      | システム経由での申請時にシステム上に案件情報を入力し登録することで、システム内のストレージに案件情報を記録           |
| 2  |      | 書類アップロード機能    | システム外で作成された書類データをアップロードし、案件に紐づけながらシステム内のストレージに保管                |
| 3  |      | 書類ダウンロード機能    | 案件に紐づけてシステム内のストレージに保管されている書類データをダウンロード                          |
| 4  |      | 書類差分チェック機能    | バージョンが複数存在する書類について、新旧書類の差分をチェックし、両書類の変更箇所が明確になるよう差分判別用のファイル等を出力 |
| 5  |      | システム内部メール送付機能 | システムに登録されたユーザー同士またはユーザーとシステムの間で、システム内のメール機能でのやりとり               |
| 6  |      | システム外部メール送付機能 | システムに登録されたユーザーの外部メールアドレスに対し、システムから外部メールを送付                      |
| 7  | 共通機能 | 案件管理機能        | 案件に紐づいた基本情報・書類情報・処理ステータスをシステム内ストレージで管理・参照                       |
| 8  |      | 書類保管機能        | 案件に紐づいた書類データがシステム内ストレージで指定された期間内保管                              |
| 9  |      | ユーザー管理機能      | システムを利用する企業・団体や担当者の情報を階層構造をもってユーザー情報として管理                       |
| 10 |      | ユーザー認証機能      | システムがあらかじめ登録している企業・団体や担当者を、ユーザー名やパスワード情報を用いて識別                  |
| 11 |      | ファイル無害化機能     | LG-WAN内の環境にデータが移動する際、自動でファイル内のウイルスチェック                          |
| 12 |      | 権限管理機能        | システムがあらかじめ登録している企業・団体や担当者ごとに、システム内の情報・書類・機能を閲覧・編集・利用する権限を設定     |

## 基準法5. 新システム利用方法

### 5-1. システム利用料及び推奨環境

#### システム利用料

- 令和6年7月現在、システム利用料は検討中です。
- システム利用に伴う必要環境（PC・インターネット回線等）は各団体で整備していただく必要があります。

#### インターネット環境

- 本システムはWeb上で稼働するため、インターネット環境又はLGWAN環境と電子メール受信環境が必要です。

#### 推奨環境

#### PC

- インターネット環境で動作するパソコンが必要です。
- 令和6年7月現在、推奨スペックは検討中です。

## 基準法5. 新システム利用方法

### 5-2. 今後のスケジュール

24年夏頃

新システム概要説明会

- 新システムの機能や利用方法の概要をご説明します。

25年1月頃

試行利用開始

- 新システムの詳細を実機によりご確認ください。
- 新システムの利用申込を開始します。
- 外部システムとの連携仕様を公表します。

25年3月頃

電子申請受付エントリー

- 25年4月からの稼働に向け、電子申請受付窓口と電子消防同意受付窓口のエントリーを開始します。

25年4月～

システム稼働開始

- システム稼働開始は25年4月を予定しています。

# 電子申請受付システム構築状況 ～建築士法関係～



一般財団法人 建築行政情報センター  
Information Center for Building Administration

令和6年7月版

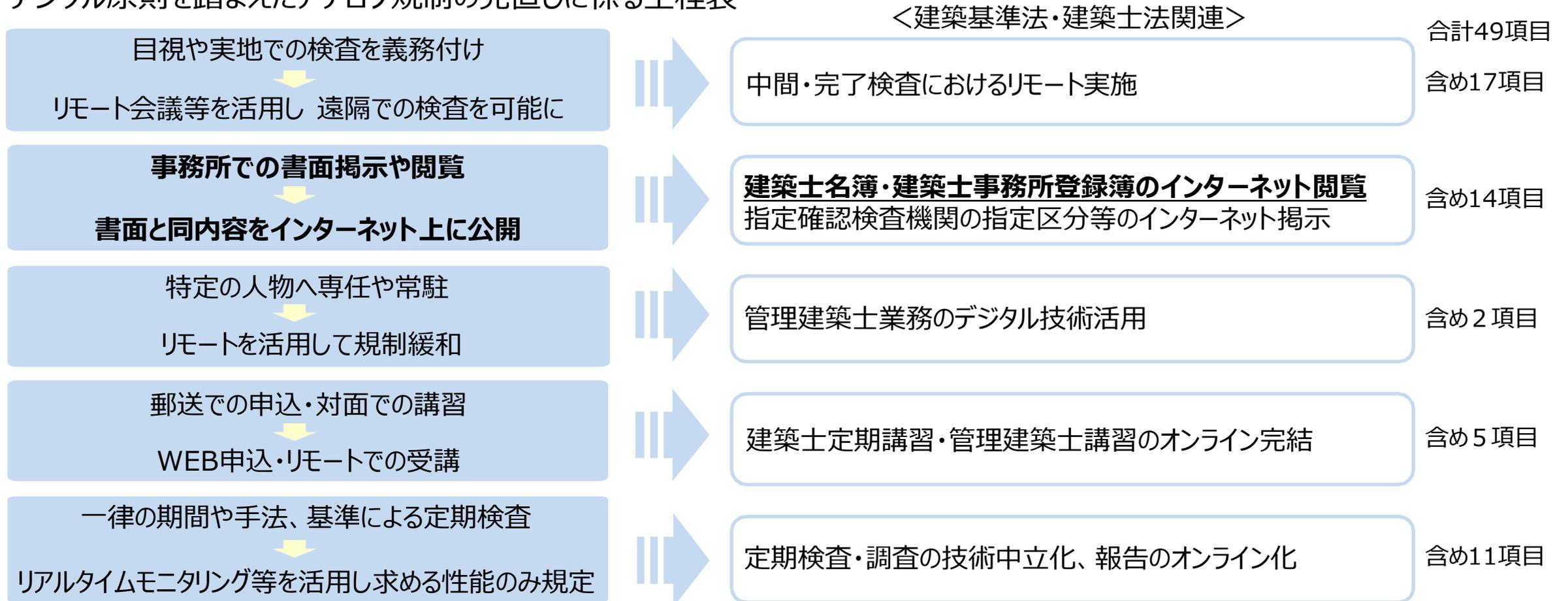
# 士法0. 本取組の背景

## デジタル庁「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえた対応等

### 目標

- 事務所での書面掲示や閲覧をインターネット上に公開（デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表）
- 建築士事務所における申請、届出等の一連の手続きにかかるオンライン化の推進（規制改革実施計画 基本計画）

### デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表



出典：国土交通省資料（「建築確認等のオンライン利用率引上げの基本計画 第三者委員会」令和6年3月）

# 士法 1. 建築士・建築士事務所 WEB 閲覧システムの概要

- 建築士法に基づく建築士名簿並びに建築士事務所登録簿及び業務報告書の閲覧が可能。
- ポータルサイトは都道府県・建築士会・事務所協会等のホームページを想定。
- 変更届等による更新は、WEBサイト上に即時反映。業務報告及び処分情報の閲覧は5年間。
- 業務報告の閲覧は、都道府県別に「令和〇年以降」のような制御が可能。

## ▼PC版 事務所登録簿閲覧イメージ

建築士事務所検索

事務所登録番号:  事務所名称:  検索

10

詳細条件を隠す

事務所区分  一級  二級  木造

登録年月日 年/月/日 ~ 年/月/日

登録都道府県

| NO. | 区分 | 都道府県     | 登録番号                            | 登録年月日      | 事務所名称    | 個人区分 |
|-----|----|----------|---------------------------------|------------|----------|------|
| 1   | 一級 | 97:EAZE県 | <a href="#">H I T O 9 9 9 9</a> | 2024-01-29 | テスト事務所   | 法人   |
| 2   | 二級 | 97:EAZE県 | <a href="#">テスト0331-2</a>       | 2022-03-31 | テスト法人事務所 | 法人   |
| 3   | 一級 | 97:EAZE県 | <a href="#">テスト0331</a>         | 2022-03-31 | テスト個人事務所 | 個人   |
| 4   | 一級 | 97:EAZE県 | <a href="#">テスト0330</a>         | 2022-03-30 | テスト更新事務所 | 個人   |

## ▼スマホ版 事務所登録簿閲覧イメージ

建築士事務所検索

事務所登録番号:  10

事務所名称:  詳細条件を隠す

検索

事務所区分  一級  二級  木造

登録年月日 年/月/日 ~ 年/月/日

登録都道府県

| 区分 | 登録番号                            | 事務所名称     |
|----|---------------------------------|-----------|
| 一級 | <a href="#">H I T O 9 9 9 9</a> | テスト事務所    |
| 二級 | <a href="#">テスト0331-2</a>       | テスト法人事務所  |
| 一級 | <a href="#">テスト0331</a>         | テスト個人事務所  |
| 一級 | <a href="#">テスト0330</a>         | テスト更新事務所  |
| 一級 | <a href="#">テスト0328</a>         | テスト更新事務所  |
| 一級 | <a href="#">1234567abc</a>      | 村山建築事務所   |
| 一級 | <a href="#">REN系22030</a>       | 秋田一級建築事務所 |

テスト事務所

事務所登録情報

新規登録年月日  
2024-01-29

登録都道府県  
97:EAZE県

事務所登録番号  
H I T O 9 9 9 9

登録年月日  
2024-01-29

事務所資格区分  
一級

事務所名称  
テスト事務所

事務所名称フリガナ  
テストジムシヨ

登録情報  
申請者  
役員情報  
管理建築士  
所属建築士  
業務報告

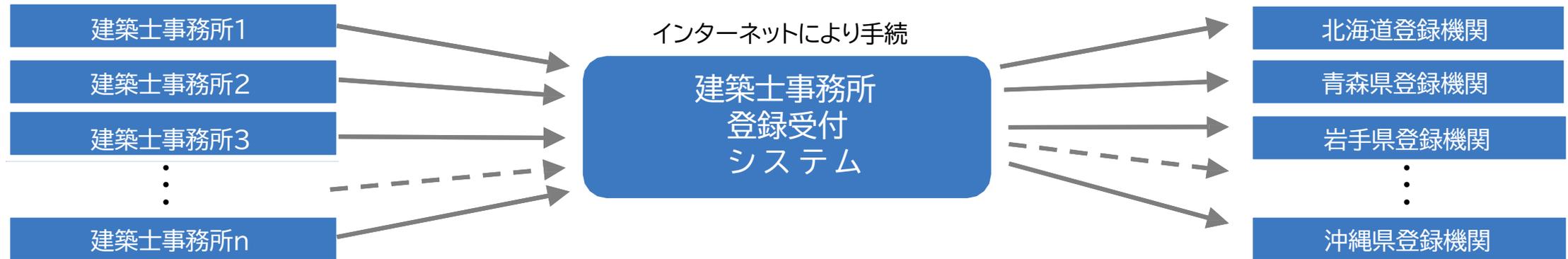
※建築士名簿も同様の画面イメージ。ただしWEB閲覧では、有償の建築士事務所登録閲覧システム（照会）と比較し、顔写真、性別、生年月日、所属建築士受講状況判定などが表示されない。

## 士法 2. 建築士事務所登録受付システム（電子申請受付システム）の概要

### システム概要

- オンライン化に伴い、指定事務所登録機関(建築士事務所協会)では、窓口対応や入力事務が低減
- システムの操作は簡単で特段のスキルは不要、万一操作に困った場合に備えて電話サポート窓口も設置

#### ▼新規登録等のオンライン化イメージ



### オンライン化のメリット

#### 申請者側

- インターネット環境のみでいつでもどこからでも申請が可能
- 一度登録をいただければ、新規申請～更新～廃業まで、一連の手続きがオンラインにより完結
- 不明点等はチャット機能により照会が可能になり、申請がより容易になる
- 役員や建築士のリストはCSV形式のファイルによりまとめて入力が可能のため、申請の手間を省略できる

#### 審査側

- 申請件数や未処理件数の表示により、対応漏れを防止することが可能
- 入力チェック機能により、申請者の記載ミス等が軽減され、審査が容易に
- 別途管理されている登録者情報と自動で突合することが可能になり、手間を省略できる
- 書類は一定年数システムに保存されるため、提出した、しないのトラブル防止になる

# 電子申請受付システム利用料



一般財団法人 建築行政情報センター  
Information Center for Building Administration

令和6年7月版

# 利用団体別 電子申請受付システム利用料

| 利用団体                              | 利用料の概要  |
|-----------------------------------|---|
| 特定行政庁                             | 令和7年度末まで無償とする方針で検討中<br>令和8年度以降については令和6年中に公表予定<br>※令和7年度共用データベース利用料は、令和5年度建築確認件数等に基づく定例の見直しを行う<br>※台帳登録閲覧システム利用料は、利用申込等の追加手続なしで電子申請受付システムを利用可能 |
| 指定確認検査機関                          | 令和7年度末まで無償とする方針で検討中<br>令和8年度以降については令和6年中に公表予定<br>※令和7年度共用データベース利用料は、令和5年度建築確認件数等に基づく定例の見直しを行う   |
| 指定構造適判機関<br>登録省エネ適判機関<br>定期報告地域法人 | 令和7年度末まで無償とする方針で検討中<br>令和8年度以降については令和6年中に公表予定<br>※指定構造適判機関、登録省エネ適判機関、定期報告地域法人向けの機能装備時期も検討中  |
| 消防                                | 無償とする方針で検討中   |
| 市町村                               | 無償とする方針で検討中 ※市町村向けの機能装備時期も検討中   |
| 都道府県(建築士法)<br>建築士会                | 改訂予定なし<br>※建築士名簿のWEB閲覧の利用に伴う共用データベース利用料の増額は行わない   |
| 都道府県(建築士法)<br>建築士事務所協会            | 令和7年度の共用データベース利用料改訂で対応 (次頁「利用料別紙」参照)<br>※建築士事務所登録簿・業務報告のWEB閲覧の利用に伴う共用データベース利用料の増額は行わない  |

# 別紙 事務所登録機能に係る共用データベース利用料改訂（都道府県・事務所協会向け）

税抜年額(円)

| No. | 都道府県 | 令和6年度までの<br>利用料 (C) | 令和7年度以降<br>の利用料(C') | 増額<br>(C' - C) | 増率<br>(C' / C) |
|-----|------|---------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 1   | 北海道  | 680,000             | 1,030,000           | 350,000        | 1.5            |
| 2   | 青森県  | 150,000             | 230,000             | 80,000         | 1.5            |
| 3   | 岩手県  | 160,000             | 240,000             | 80,000         | 1.5            |
| 4   | 宮城県  | 330,000             | 500,000             | 170,000        | 1.5            |
| 5   | 秋田県  | 200,000             | 300,000             | 100,000        | 1.5            |
| 6   | 山形県  | 200,000             | 300,000             | 100,000        | 1.5            |
| 7   | 福島県  | 260,000             | 400,000             | 140,000        | 1.5            |
| 8   | 茨城県  | 330,000             | 500,000             | 170,000        | 1.5            |
| 9   | 栃木県  | 220,000             | 330,000             | 110,000        | 1.5            |
| 10  | 群馬県  | 270,000             | 410,000             | 140,000        | 1.5            |
| 11  | 埼玉県  | 740,000             | 1,120,000           | 380,000        | 1.5            |
| 12  | 千葉県  | 540,000             | 820,000             | 280,000        | 1.5            |
| 13  | 東京都  | 2,120,000           | 3,220,000           | 1,100,000      | 1.5            |
| 14  | 神奈川県 | 900,000             | 1,370,000           | 470,000        | 1.5            |
| 15  | 新潟県  | 360,000             | 550,000             | 190,000        | 1.5            |
| 16  | 富山県  | 180,000             | 270,000             | 90,000         | 1.5            |
| 17  | 石川県  | 200,000             | 300,000             | 100,000        | 1.5            |
| 18  | 福井県  | 140,000             | 210,000             | 70,000         | 1.5            |
| 19  | 山梨県  | 130,000             | 200,000             | 70,000         | 1.5            |
| 20  | 長野県  | 350,000             | 530,000             | 180,000        | 1.5            |
| 21  | 岐阜県  | 230,000             | 350,000             | 120,000        | 1.5            |
| 22  | 静岡県  | 480,000             | 730,000             | 250,000        | 1.5            |
| 23  | 愛知県  | 710,000             | 1,080,000           | 370,000        | 1.5            |
| 24  | 三重県  | 200,000             | 300,000             | 100,000        | 1.5            |

| No. | 都道府県 | 令和6年度までの<br>利用料 (C) | 令和7年度以降<br>の利用料(C') | 増額<br>(C' - C) | 増率<br>(C' / C) |
|-----|------|---------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 25  | 滋賀県  | 170,000             | 260,000             | 90,000         | 1.5            |
| 26  | 京都府  | 310,000             | 470,000             | 160,000        | 1.5            |
| 27  | 大阪府  | 950,000             | 1,440,000           | 490,000        | 1.5            |
| 28  | 兵庫県  | 520,000             | 790,000             | 270,000        | 1.5            |
| 29  | 奈良県  | 130,000             | 200,000             | 70,000         | 1.5            |
| 30  | 和歌山県 | 110,000             | 170,000             | 60,000         | 1.5            |
| 31  | 鳥取県  | 80,000              | 120,000             | 40,000         | 1.5            |
| 32  | 島根県  | 110,000             | 170,000             | 60,000         | 1.5            |
| 33  | 岡山県  | 230,000             | 350,000             | 120,000        | 1.5            |
| 34  | 広島県  | 370,000             | 560,000             | 190,000        | 1.5            |
| 35  | 山口県  | 200,000             | 300,000             | 100,000        | 1.5            |
| 36  | 徳島県  | 140,000             | 210,000             | 70,000         | 1.5            |
| 37  | 香川県  | 190,000             | 290,000             | 100,000        | 1.5            |
| 38  | 愛媛県  | 190,000             | 290,000             | 100,000        | 1.5            |
| 39  | 高知県  | 110,000             | 170,000             | 60,000         | 1.5            |
| 40  | 福岡県  | 530,000             | 810,000             | 280,000        | 1.5            |
| 41  | 佐賀県  | 90,000              | 140,000             | 50,000         | 1.5            |
| 42  | 長崎県  | 140,000             | 210,000             | 70,000         | 1.5            |
| 43  | 熊本県  | 200,000             | 300,000             | 100,000        | 1.5            |
| 44  | 大分県  | 140,000             | 210,000             | 70,000         | 1.5            |
| 45  | 宮崎県  | 190,000             | 290,000             | 100,000        | 1.5            |
| 46  | 鹿児島県 | 210,000             | 320,000             | 110,000        | 1.5            |
| 47  | 沖縄県  | 190,000             | 290,000             | 100,000        | 1.5            |